

令和6年度自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱

令和6年3月22日 5政政政第813号

(目的)

第1条 この要綱は、事業者等が実施する自動運転の社会受容性の向上に資する事業に補助を行うことにより、東京における自動運転レベル4等の先進モビリティサービスを実現・普及させ、都内産業の活性化及び東京のプレゼンスの向上を図り、ひいては日本経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動運転 運転者ではなくシステムが、運転操作に関わる認知、予測、判断、操作の全てを代替して行い、車両を自動で走らせることをいう。
- (2) 自動運転化技術 衝突被害軽減ブレーキや、システムがハンドル操作を支援し、車線中央付近走行の維持、車線逸脱防止等を行うレーンキープアシストなど、自動運転を実現するための個別技術のことをいう。
- (3) 自動運転レベル4 ODD(運行設計領域/限定領域)と呼ばれる決められた制限下(走行場所等)で、全ての運転操作を自動化した状態をいう。
- (4) 自動運転車両 自動運転システムを搭載して、自動運転が可能な車両のことをいう。
- (5) 推進区域 自動運転に係る行政手続や関係者調整等を効率化させるとともに、社会受容性の向上に資する取組を支援するために東京都が設定する区域をいう。

(推進区域の設定)

第3条 自動運転の実装に向けた事業者等の事業計画を踏まえ、早期の実装が見込まれる区域を区市町村等と協議の上、別に定めるところにより東京都が推進区域を設定する。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 自動運転、自動運転化技術などが都民等（都民及び東京への来訪者）の理解を得て受け入れられることを目的とする事業であること。
- (2) 推進区域を含む都内で、都民等向けに幅広く実施する事業であること。
- (3) 自動運転車両の試乗、展示会など、体験・参加・学習型の事業であることとし、実施に際し、来場者への利用意向調査など、社会受容性の向上に向けた施策に活かす取組を内

包する事業であること。

- (4) 事業の効果が広範に及ぶこと。
- (5) 収益を目的とした事業でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。
- (7) 公序良俗に違反しない事業であること。

(補助事業の実施主体)

第5条 本要綱に基づき実施する補助事業の交付対象となる実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 区市町村、又はソフトウェア、自動運転車両等を開発している、若しくは運行事業を予定している事業者・団体等、レベル4等自動運転の実装を目指す主体であること。ただし、区市町村は、補助事業の運営を他の団体等に委託、助成、協定締結による共同実施等による補助事業の実施をすることができる。
- (2) 日本国内に本社を有する事業者・団体等であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 公序良俗に違反した活動をしていないこと。
- (5) 法人事業税その他租税の未申告又は滞納がないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第472条により休眠会社として解散したものとみなされないもの
- (7) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと。
- (8) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (9) 東京都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、各号に該当し、かつ、別表に掲げる経費とする。

- (1) 補助事業の実施に必要な経費のうち、知事が適当と認めた経費
- (2) 交付決定の日から当該年度の3月10日までの期間に実施完了した経費
- (3) 補助事業のみに使用されるとともに、他事業の経費と明確に区分できる経費
- (4) 補助事業への使途、単価、規模等が明確であるとともに、補助事業の性格や社会通念上、妥当と思われる経費
- (5) 財産取得となる場合には、所有権が補助事業者に帰属する経費
- (6) 国や地方公共団体からの補助金・助成金若しくは交付金を充当していない経費

(補助金の額)

第7条 補助事業者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）が実質的に経営に参画していない者（以下「中小企業者」という。）である場合、補助対象経費の3分の2以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は1申請当たりの補助限度額10,000千円のいずれか低い額とする。

2 補助事業者が中小企業者でない場合、補助対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は1申請当たりの補助限度額10,000千円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、知事に対し、補助金交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに消費税額として控除できる部分の金額号及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

3 補助事業者は、事業目的達成のために交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、事業事前着手届出書を補助金交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助事業として補助金を交付決定することを保証するものではない。

(補助金の交付審査)

第9条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の交付申請があつた事業について、申請書及び添付書類の確認や、必要に応じて行う現地調査など、補助金の交付決定のために必要な審査を行う。

(交付決定及び通知)

第10条 知事は、補助事業者から第8条の規定による補助金の交付申請のあつた事業について、予算の範囲内において、補助金交付に当たっての条件を付して、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 前項の規定により、交付の決定をしたときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付の決定をしたときは補助金不交付通知書（第2-2号様式）により補助事業者

に通知する。

- 3 知事は、交付決定日よりも前に発生した経費についても、第8条第3項により事業事前着手届出書の提出があった場合は、交付の対象とすることができる。ただし、遡及できるのは、同一年度の4月1日までとする。

(交付申請の撤回等)

第11条 知事は、前条第2項の規定による通知を行う場合において、補助事業者が当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に交付申請の撤回をすることができる旨を通知する。

- 2 補助事業者は、前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業に関する変更の承認)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定後、第8条の規定による申請をした補助事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ、知事に対し、その理由を記載した変更承認申請書(第3号様式)を申請し、その承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認することを決定し、補助事業変更承認通知書(第4号様式)により補助事業者へ通知し、適当と認めたいときは、承認しないことを決定し、補助事業変更不承認通知書(第4-2号様式)により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は、代表者等(名称、所在地、代表者名等)の変更をしたときは、速やかに変更届(第4-3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令等)

第15条 知事は、補助事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者が第16条に基づき提出する実績報告書や、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221

条第2項の規定による調査等により、補助事業者に対して補助事業の運営や経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

- 2 前項の規定による検査又は報告の結果、補助事業が第10条の交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、その補助事業者に対し、交付決定の内容及び条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずること（以下「遂行命令」という。）ができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定に基づき、遂行命令の通知を受けたときは、これに応じなければならない。
- 4 補助事業者が第2項の遂行命令に違反したときは、知事は補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

- 第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合であっても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 実績報告書には、補助事業の実施状況、参加者数などの当該補助事業の事業効果が分かる資料、補助経費に係る写真、帳票など、その使途、支払の内容及び経過等が明確となる書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第17条 知事は、第10条による交付決定を行った場合は、補助金の額を確定するために、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。
- 2 前項による審査の結果、補助事業の成果が、補助金交付に当たっての条件（書類に不備が無い等）等に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。
 - 3 前項による交付補助金の額は、額の確定通知書（第8号様式）により、当該補助事業者速やかに通知する。

（是正のための措置）

- 第18条 知事は前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（補助金の支払）

- 第19条 補助事業者は、第17条による額の確定通知を受けた場合において、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払の請求書（第9号様式）を知事に提出しなければ

ばならない。

- 2 知事は、前項による請求書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

(財産処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第 10 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第 21 条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
 - (3) 廃業、倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となったとき。
 - (4) 第 5 条で定めた補助事業の補助事業者の要件のいずれかに該当しないとき。
- 2 前項の各号の一に該当する場合は、交付決定の内容又はこれに付けた条件を変更することができる。
 - 3 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 22 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第 23 条 知事が第 21 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

い。

- 2 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 24 条 前条第 1 項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 25 条 第 23 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助金の経理等）

第 26 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第 27 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

（その他）

第 28 条 この補助金の交付に必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表（第6条関係）

費目		補助対象経費
1	会場費	○補助事業を実施する会場の使用料等 【対象外の主な事例】 ・補助事業以外の事業で使用する会場費
2	設営・撤去に関する経費	○補助事業を実施するための設営・撤去に係る経費 【対象例】 ・ブース等の設営・撤去費 ・車両運搬費
3	人件費	○補助事業の実施に係る人件費 （自動運転の試験走行に必要な保安員の経費等） 【対象外の主な事例】 ・補助事業者の常勤社員・職員等の人件費
4	広報費	○補助事業の広報・周知に係る経費
5	謝礼金	○補助事業において、都民等が自動運転技術や意義等を学ぶための講師・講演者等への謝礼金 ・講師・講演者等としての妥当性を判断するため、経歴等の証明が必要 ・団体へ支払う場合には、1団体当たり 100,000 円を限度額とする。 【対象外の主な事例】 ・補助事業者への謝礼金 ・公務員の公務に対する謝礼
6	教材費	○補助事業において、都民等が自動運転技術や意義等を学ぶための教材の購入・製作費
7	物品購入費	○補助事業を実施する上で必要となる消耗品・資材の購入費 【対象外の主な事例】 ・アルコール飲料

		・ 贈答品、景品 ・ 金券類（図書カードなど） ・ 娯楽性が高い物品（花火、カラオケ機器等）
8	委託費	○補助事業を効率的・効果的に実施するための委託経費 【対象外の主な事例】 ・ 補助対象経費総額の5割を超える委託経費 （補助事業者が区市町村の場合は除く。）
9	リース費	○補助事業を実施する上で必要となる備品等のリース費 【対象外の主な事例】 ・ 娯楽性が高い物品（花火、カラオケ機器等）

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名： 印

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助金交付申請書

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金の交付を受けるため、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第7第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 千円

2 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 補助金申請額算出内訳書
- (4) 誓約書
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 事業完了の予定期日 年 月 日

第2号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

団体所在地
申請者

東京都知事

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付決定することに決定したため、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 千円

2 交付の条件
(交付申請の撤回等)

第1 補助事業者は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

二 補助事業者は、交付決定後、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、知事に撤回を文書にて申し出なければならない。

(補助事業に関する変更の承認)

第2 補助事業者は、補助金の交付決定後、第8条の規定による申請をした補助事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ、知事に対し、その理由を記載した変更承認申請書（第3号様式）を申請し、その承認を得なければならない。

二 補助事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更をしたときは、速やかに変更届（第4－3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止の承認）

第3 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令等）

第5 知事は、補助事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者が第6に基づき提出する実績報告書や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業者に対して補助事業の運営や経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

二 前項の規定による検査又は報告の結果、補助事業が第10条の交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、その補助事業者に対し、交付決定の内容及び条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずること（以下「遂行命令」という。）ができる。

三 補助事業者は、前項の規定に基づき、遂行命令の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

四 補助事業者が第2項の遂行命令に違反したときは、知事は補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第6 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合であっても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

二 実績報告書には、補助事業の実施状況、参加者数などの当該補助事業の事業効果が分かる資料、補助経費に係る写真、帳票など、その使途、支払の内容及び経過等が明確となる書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7 知事は、交付決定を行った場合は、補助金の額を確定するために、前条の規定により

提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。

- 二 前項による審査の結果、補助事業の成果が、補助金交付に当たっての条件（書類に不備が無い等）等に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 三 前項による交付補助金の額は、額の確定通知書（第8号様式）により、当該補助事業者
に速やかに通知する。

（是正のための措置）

第8 知事は前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（補助金の支払）

第9 補助事業者は、第7による額の確定通知を受けた場合において、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払の請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第10 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第11 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
- （3）廃業、倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- （4）第5条で定めた補助事業の補助事業者の要件のいずれかに該当しないとき。

- 二 前項の各号の一に該当する場合は、交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。
- 三 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 12 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第 13 知事が第 11 及び第 12 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

二 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

三 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 14 前条第 1 項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 15 第 13 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 16 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(非常災害の場合の措置)

第 17 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置
については、知事が指示するところによる。

第 2－2 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

団体所在地
申請者

東 京 都 知 事

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したため、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付とした理由

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名： 印

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助金交付変更申請書

年 月 日付 号で交付決定を受けた自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金については、当該決定の額及びその内容を変更するため、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第12第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

交付申請額	千円
前回交付決定額	千円
変更増△減額	千円

2 交付申請額の算出方法

- (1) 実施変更計画書
- (2) 経費変更内訳書
- (3) 補助金変更申請額算出内訳書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 事業完了の予定期日 年 月 日

4 変更理由

第4号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

団体所在地
申請者

東京都知事

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金の変更については、交付変更申請書の内容を審査したところ適当と認められ、下記のとおり交付変更することを決定したので、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第12第4項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定変更額 千円
- 2 交付の条件

第4－2号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

団体所在地
申請者

東京都知事

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助金交付変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金の変更については、交付変更申請書の内容を審査したところ、下記の理由により
適当と認められないため、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付
要綱第12第4項の規定により通知します。

記

適当と認めない理由

第4－3号様式（第12条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名： 印

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助事業変更届

年 月 日付 号で交付決定を受けた自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金について、補助事業の代表者等（名称、所在地、代表者名等）を変更したので、下記のとおり変更届を提出します。

記

1 変更の理由

2 変更事項

（1）変更前

（2）変更後

3 添付書類

（1）名称、所在地、代表者名の変更について

登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1通（発行から3か月以内）

（2）印鑑の変更について

印鑑証明書 1通（発行から3か月以内）

第 5 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

補助事業者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名： 印

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 号で交付決定を受けた自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金については、下記のとおり同事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 補助対象経費の支出額内訳

（単位：円）

補助対象経費	既施行部分額	未施行部分額	計	摘要
計				

3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定日

（１）中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
（２）完了予定日 年 月 日

4 その他必要な書類

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名： 印

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助事業事故報告書

年 月 日付 号で交付決定を受けた自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名：

印

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助事業実績報告書

年 月 日付 号により交付決定通知のあった標記補助金について、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 経費内訳書
 - (3) 補助金実績額算出内訳書
 - (4) 支払の内容等が分かる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類

2 事業完了年月日 年 月 日

第 8 号様式（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

団体所在地
申請者

東 京 都 知 事

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業 補助金額確定通知書

年 月 日付 号で交付決定した自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金について、 年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認め、下記のとおり補助金の交付金額を確定したことを通知します。

記

1 確定額 千円

第 9 号様式（第 19 条関係）

請 求 書

金 円也

ただし、 年 月 日付 号により補助金の交付決定を受け、 年
月 日付 号により額の確定をした自動運転の実装に向けた社会受容性向
上支援事業補助金として

上記金額を請求いたします。

年 月 日

補助事業者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名： 印

東 京 都 知 事 殿

第 10 号様式（第 20 条関係）

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

補助事業者 団体所在地：
事業者等名：
代表者職氏名：

印

財産処分承認申請書

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第 20 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産
- 2 処分の内容（処分後の利用計画等を、具体的に記入すること。）
- 3 処分しようとする理由
- 4 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細